

地域サテライトオフィス整備推進事業 Q&A

別添 2

※ 本Q & Aは、令和3年度政府予算（案）に鑑み作成した現時点の暫定的なものであり、成立した予算内容に応じて変更となる場合があります。

（令和3年3月17日作成）

1 全般		
事項	質問	回答
スケジュール	募集期間はいつになりますか？	3月17日（水）～4月26日（月）を公募期間として予定し、5月中の採択候補先決定を予定しています。
	応募から審査、交付決定の手順を教えてください。	①事業実施要領及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）を参照し書類をご提出ください。 ②外部有識者又は総務省にて書類審査を行います。必要に応じてヒアリングを行う場合もあります。 ③書類審査通過者（採択候補）を公表するとともに、総務省からご連絡します。 ④総務省から実施計画の最終調整や補助対象経費の見直しを依頼する場合があります。 ⑤交付申請書（交付要綱様式1－9）をご提出いただきます。 ⑥総務省にて交付申請内容の不備の有無や、事業遂行にあたって支障がないかを確認します。 ⑦最終的な交付決定を行います。
申請書類等	申請書類等はどのようなものですか？	企画提案書（様式1）、実施計画書（様式2）、実施体制説明書（様式3）、事業スケジュール（様式4）、資金計画書（様式5）、事業概要（様式6）、申請者概要説明書（様式7）の7種類の書類のご提出をお願いいたします。
特別交付税措置	補助残の特別交付税措置はありますか？	特別交付税措置はありません。
2 補助対象者		
補助対象者	補助対象者を教えてください。	管内に他人の用に供するサテライトオフィスが整備されていない都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く地方公共団体又は、当該地方公共団体を1以上含むコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織が補助対象者となります。
対象となる地方公共団体	都道府県が人材育成事業をサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体内で実施する場合は対象外となりますか？	都道府県が人材育成事業を実施している場合でも、補助対象者の要件を満たしている場合は対象となります。
対象となるコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織	民間企業や団体が対象となる条件を教えてください。	管内に他人の用に供するサテライトオフィスが整備されていない都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く地方公共団体を1以上含むコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織を対象とします。
	「地方公共団体を1以上含むコンソーシアム」とは、具体的に、地方公共団体、民間企業、金融機関等どのような団体に構成するものを求められていますか？	「管内に他人の用に供するサテライトオフィスが整備されていない都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く地方公共団体を1以上含む」ことを除き、コンソーシアムの団体構成や団体の役割を具体的に要件として求めておりませんので、最適と思われる実施体制を設定してください。
	申請までにコンソーシアムを構成している必要はありますか？	申請時には予定で結構ですが、事業開始までにはコンソーシアムの構成を確定してください。
	コンソーシアムの実態は、どのように確認をしますか？	コンソーシアムの構成について実施体制説明書（様式3）にご記入いただきます。それに基づき、総務省にて内容を確認いたします。

	コンソーシアムに対象ではない地方公共団体が 入った場合は対象外となりますか？	整備を行おうとする地方公共団体の管内に他人の用に供するサテ ライトオフィスが整備されておらず、当該地方公共団体がコン ソーシアムに入っていれば、対象ではない地方公共団体が入っ ても問題ありません。
	実施団体がコンソーシアムの代表団体である法人 格を有する組織の場合、地方公共団体の負担がな いケースも想定されますでしょうか？	地方公共団体による費用負担は要件として求めるものではありません。
サテライトオフィスの有無	管内に既にサテライトオフィスがある場合、補助 要件を満たさないこととなりますか？	管内に他人の用に供するサテライトオフィスが整備されていない ことが要件となります。
	（市町村が関与していない）民間事業者が整備し たサテライトオフィスも、無いことが要件にな りますか？	整備主体を問わず、管内に他人の用に供するサテライトオフィス が整備されていないことが要件となります。
	管内におけるサテライトオフィスの有無につい て、民間事業者によって整備されたものはどの ように確認すれば良いですか？	総務省までお問合せください。
	管内における民間事業者が整備したサテライト オフィスについて、申請段階では確認できなかった が、交付決定の段階で当該施設の整備が判明した 場合、どのようになりますか？	総務省の調査に基づき判断いたします。仮に交付決定後に民間事 業者が整備したサテライトオフィスの整備が判明したとしても、 補助金返還等が行われるものではありません。
	コンソーシアムの代表機関と交付申請者が別でも 構いませんか。	コンソーシアムの代表機関とは別に、本事業実施に関する代表機 関を定め、交付申請者とすることは可能です。
3 補助要件		
利用料の徴収	整備した施設については利用料を徴収しても良い でしょうか？	利用料の設定について特段制限を設けておりません。なお、完了 後の運営計画の妥当性を加点事項として設定していますので、利 用料等の設定により事業の長期継続が見込まれる場合は加点要素 となり得ます。
宿泊施設との併用	現在運用中の宿泊施設（市有の公共施設で指定管 理）について、通常の客室としての運用に加え、 テレワーク施設としても貸し出す場合、係る施設 整備に係る費用について補助対象になりますで しょうか？	本事業における「サテライトオフィス」は、「通信ネットワーク を活用することによりテレワークを実施できる機能を具備し、専 ら業務が実施される場として広く他者向けに提供される施設」と しており、宿泊施設の機能との併用は「専ら業務が実施される 場」に該当しないため、補助対象として認められません。
複合型施設	複合型施設にサテライトオフィスを整備する場 合は補助対象になりますでしょうか？	複合型施設にサテライトオフィスを整備する場合でも、補助対象 になりますが、補助対象経費として認められるのは、サテライト オフィスの整備に係る箇所のみとなります。
年度をまたぐ整備	サテライトオフィスの整備を年度をまたいで行 う場合、本事業への申請は難しいでしょうか？	本事業は単年度事業ですので、年度内で事業を完結いただく必要 があります。
複数施設の整備	サテライトオフィスを2施設同時に整備する場 合、補助対象となりますか？	申請時点で管内に他人の用に供するサテライトオフィスが整備さ れていないことを満たしていれば、2施設を同時に整備しようと する場合も対象となります。
4 補助対象経費		
申請額より実額が下がった場 合	申請額より実額が下がった場合は、問題ありま すでしょうか？	申請額より実額（確定額）が下がることは問題ありません。 ただし、提案額（≒申請額）に過剰な余裕を持たせることにより、 提案の経済性を低める可能性があることは御留意ください。 （実施要領の「4 採択候補先の選定」（2）選定のポイント＜ 必須事項＞の「③費用対効果の試算及び事業計画を明確化するこ と」や＜加点事項＞の「③効率性」など参照）

費用内訳の変更	申請時に提出した費用内訳について、事業を進める中で変更が必要となった場合、どの程度認められますか？	申請どおりに進めていただくのが理想ですが、事前に総務省と協議していただき、事業目的を大きくそれないものであり、必要性が認められるものであれば、変更も可能です。ただし、交付決定額を超える場合は一部自己負担となったり、変更自体を認めないこともあり得ますので、変更される場合は早めにご相談ください。
施設の規模の基準有無	施設の規模について基準はありますか？	施設の規模についての基準は設けておりません。
補助対象経費（各論）	市町村が市役所・町村役場の空きスペース（庁舎の食堂など）を改築し、市民が活用するサテライトオフィスを整備する場合、対象経費と認められるか？	実施要領規定の補助対象経費の範囲（別添１）内で認められます。
	コンソーシアムの場合、一般管理費と消費税の扱いはどうなりますか？	コンソーシアムであっても提案者は１者に決めていただきます。提案者が民間企業であれば一般管理費を計上でき、自治体であれば消費税を計上できます。
	地方公共団体を１以上含むコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織が民間企業である場合、初期費用を金融機関からの融資で調達するときに、それにかかる利息・手数料などは補助対象経費として認められますか？	認められません。
	地方公共団体が建物の大規模な改修を行った後に、補助事業で壁紙の張替等の軽微な改修を行うことは可能でしょうか？	建物の大規模な躯体工事を自治体の単費等で行い、内装等を本事業で行うことは可能ですが、明確な費用の切り分けができるようにしてください。
	電源工事費は対象となりますか？	躯体に関わらない改修の範囲で補助対象経費と認められます。
	経費の外注費について、設計委託費も含まれるでしょうか？	基本的に総務省として想定しているのは壁紙や床の張替等の簡単な工事で、デザイン等の費用は発生しないと考えています。
２拠点以上の整備	２箇所以上の拠点を整備する場合、補助金交付額の上限は増額となりますか。また、事業の要件は１つの拠点が満たしていれば、他の拠点も含め要件を満たしていることになりますか。	・増額とはなりません。整備する拠点数にかかわらず、１つの提案につき、事業費の１／２補助・補助額上限２,０００万円となります。 ・また、事業の要件については、拠点ごとに全ての要件を満たしていただく必要があります。
補助金のコンソーシアム内の配分	補助金をコンソーシアム内で配分することはできますか。	本事業は直接補助事業ですので、交付申請のあったコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織に補助金を支払います。当該代表団体からコンソーシアム内の他の団体への補助金交付（間接補助）はできません。
補助事業のコンソーシアム内の分担／補助金で購入した物の所有権	補助事業をコンソーシアムで分担して行うことは可能ですか。また、補助金で購入した物の所有権をコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織以外に帰属させることは可能ですか。	・本事業は直接補助事業ですので、補助対象となる整備については交付申請のあった申請のあったコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織自ら行っていただく必要があります。 ・また、補助金で購入した物の所有権も、交付申請者であるコンソーシアムの代表団体である法人格を有する組織に帰属します。 ・拠点ごとに補助対象物品の所有者を分けたい場合には、提案時には１つの事業として提案いただき、補助金交付申請時に帰属させたい団体ごとに申請いただくことで、複数の団体に所有権を帰属させることが可能となる場合があります。可否については、個別の事業内容に応じて判断させていただきますので、担当までご相談ください。なお、１提案について複数の補助金交付を申請する場合でも、１提案ごとの補助額の上限は２,０００万円となります。
５ 提案手続		
達成目標（KPI）	達成目標（KPI）は設定必要でしょうか？	実施計画書（様式２）に「２．達成目標（KPI）」として、設定いただいた達成目標を記載ください。
	どのような達成目標（KPI）が求められておりますか？	総務省は達成目標（KPI）を設定しませんが、KPIを独自に設定いただき、当該目標の達成度についてご報告いただきます。

他の計画への記載	本事業について、他の計画に記載する必要はありますか？	他の計画に記載することは求めておりません。
費用積算における相見積	資金計画書（様式５）の作成時において、通信運搬費の積算に当たって、複数の事業者を比較する必要はありますか？	採択候補先選定時の加点事項として、効率性を設定していますので、相見積りにて効率的な計画を講じた場合、加点されます。
申請方法	市町村が申請する場合、都道府県を経由する必要がありますか？それとも、直接総合通信局等に申請すれば良いですか？	直接総合通信局等に申請ください。

6 他事業の併用

地方創生テレワーク交付金の併用可能性	地方創生テレワーク交付金との併用は可能ですか？	・地方創生テレワーク交付金のメニューのうち、①サテライトオフィス等整備事業及び②サテライトオフィス等開設支援事業については、経費や事業が重複しないのであれば、特段の制限はありません。 ・地方創生テレワーク交付金のメニューのうち、③サテライトオフィス等活用促進事業及び④進出支援事業については、本事業を活用してサテライトオフィスが令和３年度中に整備されるものであれば、地方創生テレワーク交付金の対象になり得ます。 ・地方創生テレワーク交付金との個別具体的な併用可能性については別途ご相談ください。
	地方創生テレワーク交付金の採択を先に受けた場合、本事業による補助対象外となりますか？	地方創生テレワーク交付金と併用できる場合がありますので、別途ご相談ください。
地方創生推進交付金の併用可能性	地方創生推進交付金との併用が可能でしょうか？	地方創生推進交付金と併用できる場合がありますので、別途ご相談ください。
過疎地域における他事業の併用可能性	過疎地域にサテライトオフィスを整備したいと考えてますが、本事業と併用が可能な事業はありますか？	・総務省の事業としては「過疎地域遊休施設再整備事業」があります。当該事業は過疎地域を有する市町村において、地方公共団体が保有する遊休施設を再整備しようとする場合、躯体に関わる改修費（改修と一体で整備する設備を含む）が補助対象になっております。 ・過疎地域遊休施設再整備事業との個別具体的な併用可能性については別途ご相談ください。